

令和4年第4回  
河内町議会定例会会議録 第2号

令和4年12月7日 午前10時43分開議

1. 出席議員 10名

1番	山本	豊君	2番	佐川	洋司君
3番	高橋	利彰君	4番	牧山	龍雄君
5番	高橋	稔君	7番	諸岡	周示君
8番	服部	隆君	10番	星野	初英君
11番	大野	佳美君	12番	宮本	秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町	長	野澤	良治君
総務課	長	諏訪	洋一君
企画財政課	長	北澤	雅志君
農政課	長	寺崎	光則君
まちづくり推進課	長	坂本	紀幸君
秘書広聴課	長	小島	孝裕君
危機管理監		野澤	茂君
教育	長	鈴木	裕之君
教育委員会事務局	長	足立	誠君
町民課	長	石山	茂樹君
上下水道課	長	香取	秀一君
都市整備課	長	仲代	直人君
福祉課	長	吉田	茂久君
税務課	長	石山	哲也君

1. 出席事務局職員

議会事務局 長 伊藤 英樹

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 2 号

令和4年12月7日（水曜日）

午前10時43分開議

#### 議事日程

- 日程1. 議員派遣の件
- 日程2. 一般質問
- 日程3. 議案第1号 河内町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程4. 議案第2号 河内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程5. 議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程6. 議案第4号 河内町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程7. 議案第7号 河内町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程8. 議案第8号 河内町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程9. 議案第9号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散について
- 議案第10号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散に伴う財産処分について
- 議案第11号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について
- 議案第12号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について
- 議案第13号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程10. 議案第14号 令和4年度河内町一般会計補正予算（第5号）
- 日程11. 議案第15号 令和4年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程12. 議案第16号 令和4年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程13. 議案第17号 令和4年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程14. 議案第18号 新設認定こども園厨房機器整備に係る物品購入契約について
- 日程15. 請願第1号 藤蔵地区生活道路整備に関する請願について
- 日程16. 閉会中の所管事務調査の件

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 議員派遣の件
- 日程2. 一般質問
- 日程3. 議案第1号
- 日程4. 議案第2号
- 日程5. 議案第3号
- 日程6. 議案第4号

- 日程 7. 議案第 7 号  
日程 8. 議案第 8 号  
日程 9. 議案第 9 号  
議案第 10 号  
議案第 11 号  
議案第 12 号  
議案第 13 号  
日程 10. 議案第 14 号  
日程 11. 議案第 15 号  
日程 12. 議案第 16 号  
日程 13. 議案第 17 号  
日程 14. 議案第 18 号  
日程 15. 請願第 1 号  
日程 16. 閉会中の所管事務調査の件
- 

午前 10 時 43 分開議

○議長（牧山龍雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 10 名であります。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してございます議事日程のとおりでございますので、御了承くださるようお願いいたします。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程 1、議員派遣の件を議題といたします。

本件については、会議規則第 129 条第 1 項により、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定したいと思いますのですが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてはそのように決定いたしました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程 2、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により、質問を許します。

- 1、町道整備について、移動（スーパー）販売については、諸岡周示君からの質問です。
  - 2、AED について、HPV ワクチンについては、星野初英君からの質問です。
  - 3、ロボットと TT で防災教育の取り組みについては、高橋利彰君からの質問です。
- 初めに、諸岡周示君、登壇願います。

〔7番諸岡周示君登壇〕

○7番（諸岡周示君） 皆さんおはようございます。7番諸岡周示です。また、今日は傍聴にお越しいただいている皆様に河内町議会、鑑賞いただきまして、誠にありがとうございます。

師走とあり、めっきり寒くなってきた今日この頃です。茨城県議会議員の選挙も、12月2日に告示されました。県内全域に終盤戦を迎えておると思います。また、12人の無投票者がおり、稲敷市河内町選挙区においても無投票となり、細谷典幸県議が再選されました。稲敷市域のためこれからも御尽力いただけることに、願いを込めたいと思います。

今回の質問は、以前、同僚議員でもあります高橋 稔議員も質問したように、町が道路管理者である町道の整備について質問をいたします。

次に、今年2月から開始された交通弱者や買物弱者に対する移動（スーパー）販売について質問をいたします。

詳細については自席にていたしますので、担当課長には丁寧な答弁をお願いします。また今回は、一問一答方式による質問をいたしますので、何とぞよろしく願いをしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） まず初めに、都市整備課長にちょっと御質問いたします。

先ほどお話ししましたように、以前も同僚議員の高橋 稔議員も6月の議会定例会に同じ質問をしていましたけれども、町道の整備において、道路のパトロールや、そして点検について現在、どのように実施されているのか、質問をしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 諸岡議員の御質問にお答えします。

初めに、道路パトロールですが、現在、都市整備課による道路パトロールのほか、町全職員に対し、町道通行の際、道路状況について陥没等があれば連絡をもらうようにしてございます。また、区長及び町民の皆様のほか国土交通省、郵便局、各土地改良事務所等関係機関からの情報を基に、道路状況について把握をしております。

点検につきましても、常温合材等で補修できるものについては、早急に職員が対応しております。しかしながら、破損が大きい場合には、業者に依頼することとなっております。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 今、パトロールを随時やっているという話ですけれども、認識のずれかも分かりませんが、今現在いろいろなところで、やはり穴が空いているところや橋梁の前後に段差があると数多く、私思います。

私のところにもやはり苦情もきていますけれども、例えば先月ですか、1年ほど前になると思うのですが、自転車の人が段差に落ちて、転んでけがをしたというような人

もいますし、今年9月頃、水路に落ちて、3歳の子供ですけれども、水路に落ちたと、職員が来て、その後、何もしなかったというような苦情もあります。

河内町の道路は、田んぼの農道と言われるところも町の指定になっていますので、再度その辺の点検をしてほしいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（牧山龍雄君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 諸岡議員の御質問にお答えします。

御指摘のとおり、道路が破損している箇所や橋梁や水路が横断している場所付近では、道路が下がり、段差が生じている場所も見受けられます。田んぼ沿いの採石道につきましても、碎石が沈んでおり連絡があったところについては、順次、碎石を補充しているところですが、また、地元の協力により、農政課の事業でもある多面的機能支払交付金を活用し、採石道の維持管理を行っていただいているところです。

今後、段差等再度点検をし、職員でできるところにつきましては補修をいたしまして、それ以外については業者に発注することとなると思いますが、今後、対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 今、不良箇所を順次しているというようなことを、業者に頼んでいるというようなことがありましたけれども、私も以前から、この道路の補修、点検に関しては提案していますが、県やほかの市町村でも外部委託で実施されているというようなこともありますので、その辺を再度見直ししながら、予算化を考えていただけないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（牧山龍雄君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 御質問にお答えします。

不良箇所の対応についてですが、先ほども申し上げましたところですが、道路に穴が空いてしまっている、陥没などの緊急を要するものについては、早急に町のほうで常温合材等により補修し、対応しております。さらに大きな破損がある場合には、業者に依頼することになります。

また、外部委託についての御質問ですが、近隣自治体の状況については、竜ヶ崎工事事務所が以前から行っており、稲敷市では今年から試験的に始まったと伺っております。また、龍ヶ崎市、利根町については河内町同様で、ある程度のものまでは自分のところで補修して、それ以上のものについては業者に発注ということです。

御質問にあります、外部委託による予算化の考えについてですが、まず、実際に行っている自治体のほうにメリット、デメリットのほか、費用的な面の話など伺いながら、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 私、何でこういう質問するかといいますと、先ほどもちょっと触れましたけれども、なかなか一般職では、知識とか、専門的な知識がないというようなことをすごく感じます。課長も感じていると思いますけれども。常温合材に関しても、数年前から水をかけたら固まるというようなことも市販されています。

そのようなことから、外部委託という提案をしていますけれども、検討だけでは終わらないようにお願いしたいと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（牧山龍雄君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 御質問にお答えします。

現在、都市整備課では現業職員が不在であり、一般事務職員が現場の対応についても行っております。御質問のとおり、専門的な知識が乏しいのも事実であります。しかしながら、よりよい方法について、合材の納入業者や建設業者からアドバイスを受けながら補修を行っております。

なお、水で固まる合材につきましても以前紹介をいただいております、昨年度から試験的に使用し、今年度も使い分けをしながら使用しております。

御提案になります、外部委託につきましても、繰り返しになりますが、既に行っております自治体にメリットやデメリットのほか、費用の面の話などを伺いながら、検討してまいります。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 再度、点検の箇所などの洗い出しに早急な対応をお願いしたいと思います。

次に、代表して、総務課長にちょっとお尋ねします。

危険箇所の対応について、民家に近いところ、そして、そうでないところ、学校の通学路になっているところなど、交通安全協会とか教育委員会などの連携、その辺はどのようになっているのか、質問したいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 諸岡議員の御質問にお答えいたします。

道路における安全対策については、交通安全協会河内支部や交通安全母の会が、車の通行量や道路の幅員等も考慮して、民家の多い場所や交差点などの各地区の危険箇所を選定し、定期的な立哨活動を行っております。この立哨活動では、交通安全協会河内支部等の皆さんが各地区別に選定した危険箇所に分かれて、交通事故防止に向けたドライバーや歩行者等への交通安全の啓発とともに児童生徒の見守り等を行っております。

続きまして、かわち学園の通学路の安全対策について御説明いたします。

かわち学園の通学路については、教育委員会事務局とかわち学園で事前に協議した危険

箇所について、竜ヶ崎警察署や竜ヶ崎工事事務所、かわち学園や教育委員会事務局、都市整備課、総務課等の関係機関による、通学路合同点検を毎年実施しております。この通学路合同点検は、横断歩道や道路標示、カーブミラーやのぼり旗等の設置といった通学路における安全対策の課題について、関係機関が合同で確認しながら情報共有を図り、交通安全施設等の整備に限らず、児童生徒への通学指導等も含めた総合的な安全対策を行うことにより、児童生徒の通学路における安全確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 今、通学路のことでお答えをしていただきましたけれども、私の家の付近、学校の近くなので、通学路になっています。ちょっと見ますと、あまり標識等もあるとは考えにくい。

再度、今日は教育長にしていませんけれども、関係機関に対して再度、見直しの点検をお願いしたいと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（牧山龍雄君） 諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） 御質問にお答えいたします。

町は、通学路等において、学校や地区等の意見も伺い、カーブミラーや交通安全啓発ののぼり旗等の設置等を行っております。また、道路における一時停止等の規制標識や横断歩道等の交通安全施設の整備は、法令により公安委員会、警察の管轄となりますが、通学路合同点検の結果や地区等の意見も伺い、竜ヶ崎警察署を通じて公安委員会、警察への施設整備等の要望も行っております。

通学路等における安全対策は、道路整備はもとより、規制標識や横断歩道等の交通安全施設の整備等のハード面の対策だけではなく、立哨活動や街頭キャンペーン等によるドライバーへの交通マナー向上の啓発活動や、家庭や学校、こども園等における交通安全教育の実施、保護者や学校、交通安全協会河内支部や交通安全母の会等の交通安全団体や、シニアクラブ等の地域の皆さんによる見守りといったソフト面での対策も不可欠であると考えております。

町は今後も、竜ヶ崎警察署や竜ヶ崎工事事務所、交通安全協会河内支部等の交通安全団体等の関係機関と協力、連携しながら、通学路等における事故防止に向けた安全対策に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 最近、町内において、事故が多発しています。ですから、通勤時間帯、そして通学の時間帯が重なっている通学路ですか、その辺に対しては、再度、道路の点検とか、教育委員会等の関係機関の連携を密にお願いしたいと思います。

次に、今年2月から始まりました移動スーパーについて質問をいたします。福祉課長に

お尋ねします。

開始から現在までの実績と、当初から比べた場合の売上げ、それと利用状況、その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 諸岡議員の御質問にお答えします。

令和4年2月17日より実施しております移動スーパーの売上げ及び利用状況でございますが、初めに、売上げについてです。販売開始当初は物珍しさもあり、売上げは多かったのですが、4か月程度経過したところから毎月同額程度の売上げになり、当初よりは落ち着いた状態です。

次に、利用状況でございますが、売上げと同様、販売当初に比べれば、ここ数か月は落ち着いた来客数になっております。

このことから、必要な人が必要な量だけお買上げいただいていると推測され、買物弱者支援の一端として定着しつつあり、高齢者には外に出る、人と話すなど、健全な買物がなされていると思われま。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 次に、以前からも話、出ていましたけれども、販売場所について、ある程度の時期が過ぎたら、意見を聞きながら検討をして見直しをするというようなことがありましたけれども、その辺の検討は現在なされているのかどうか、答弁お願いしたいと思ひます。

○議長（牧山龍雄君） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 御質問にお答えします。

販売場所につきましては、現在32か所設置しており、1か所当たり週2回販売しております。移動販売開始から複数の御意見、御希望をいただいております、すぐに対応できる案件については随時改善に努めております。

今後の見通しとしては、来客数の極端に少ない場所は販売場所の検討や、逆に来客数が多い場所は近くに販売場所を増やすなど、必要とする方がより便利に御利用いただけるよう検討しております。販売場所の選定が終わりましたら、業者と協議の上、令和5年より実施してまいります。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 河内町では、高齢者が、65歳以上が40%になっております。ですから再度、その販売場所等も含めて見直ししながら、早め実施をお願いしたいと思ひます。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。



○議長（牧山龍雄君） 御苦勞さまでした。

次に、星野初英君、登壇願います。

〔10番星野初英君登壇〕

○10番（星野初英君） 皆様おはようございます。10番星野初英でございます。

新型コロナウイルスも終息が見えない状況の中、無症状の方が多いですが、持病を持っている方の家族にとっては、本人はもちろんですが、本当に大変な思いをしている方もいると思います。我が家でもそうですが、主人は3か月が過ぎてもいまだ後遺症が残っている状況です。1日も早いコロナ終息を心から願っております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

本日は、初めて一問一答式で行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回で3回目のAEDの質問になりますが、1項目目はAED自動体外除細動器に対して、2項目目は子宮頸がんの発症予防を目的としたHPVワクチンについての質問をいたします。

詳細は自席にて行いますので、野澤管理監と石山町民課長の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 河内町では、心肺停止者の救急救命のため、AED自動体外式除細動器を町の公共施設、コンビニ等々に設置して、救命率の向上を図り、救急救命に役立つ環境が整えられていると認識しております。

そこで、現在、町に設置してあるAEDの数は、民間会社も含めてどれくらいありますか。野澤管理監、よろしくお願いいたします。

○議長（牧山龍雄君） 野澤危機管理監。

○危機管理監（野澤 茂君） 星野議員の御質問にお答えいたします。

AED自動体外式除細動器ですが、心肺停止状態に陥ったときに最も有効な手段であり、2分以内に心肺蘇生が開始され、近くに設置されたAED、電気ショックを活用することで、かなりの確率で命を助けることができる救命器具です。町としましても、設置推進及びいつでも正常に使用できるよう、メンテナンス等も抜かりのないように行っています。

河内町の設置状況ですが、17施設18台にAEDを設置しております。また、民間施設は5施設5台、龍ヶ崎消防署新河分署に1台設置されている状況です。そのうち、町で設置しているコンビニ2店舗については、24時間活用できるようになっております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ありがとうございます。メンテナンスもきちんと行っているということが分かり、安心いたしました。

そこで、設置してあるAEDの場所の周知を、町民に分かるようにしていただくことは、

いざというときにとても大事と考えますが、現在はどのような方法で設置場所の周知をしておりますか。お伺いたします。

○議長（牧山龍雄君） 野澤危機管理監。

○危機管理監（野澤 茂君） お答えいたします。

住民周知につきましては、河内町ホームページに設置場所一覧を掲載し、周知しています。また、茨城県は、県内全ての市町村の設置状況も公開しています。

町としましては、さらに積極的に周知していく方針であり、「広報かわち」に掲載するなど、誰もが身近に感じられる救命器具となるように取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ホームページを見る方はあまり多くないとも、町の状況で考えております。また、先ほど管理監のおっしゃったように、「広報かわち」でもお知らせしていただければ、掲載していただければいいかなと思っております。

多くの方に知っていただくためには、民間企業にも協力をしていただいて、町で使えるAEDをマップに落とす方法があると思いますが、町の考え方を伺いたします。

○議長（牧山龍雄君） 野澤危機管理監。

○危機管理監（野澤 茂君） お答えいたします。

町民への周知や分かりやすく、先ほど星野議員がおっしゃいましたように、マップへ落とすことも含め、24時間対応できる施設であるかどうか、その辺のことも踏まえまして、記載していくように考えております。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 今、誰もがほとんど携帯を持っている時代ですので、そのような形でお願いできればと思います。

傷病者の心肺停止機能が目撃された時点から救急隊が心肺停止蘇生を開始するまでの時間は、AEDによる電気ショックが1分遅れるごとに救命率は10%ずつ低下すると言われております。救急隊員が心肺蘇生を開始するまでの時間が、10分以内の場合の生存率は12.3%から15.2%、10分を超えると10.9%、15分以上が経過すると5.6%と大幅に減少いたします。

そこで、深夜、早朝、休日にコンビニ以外でも24時間使用可能な屋外設置など、AEDが素早く心肺停止の現場に届く仕組みの構築ですが、必要と考えますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（牧山龍雄君） 野澤危機管理監。

○危機管理監（野澤 茂君） お答えいたします。

御質問の屋外型のAEDの設置についてですが、町としましても、24時間誰もが使用できるよう、屋外型のAEDの設置を検討してまいりました。ただし、屋外ボックスの設置

環境や盗難、保険等、設置済みの市町村から様々な意見を伺いながら、これも不完備地域、そこを中心にして設置していく考えであります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ありがとうございます。不備地域ということで、本当に町でも多分、AEDが設置されている場所がばらつきがあると思いますので、そういったこともやはり管理監も考えてくださっているということですので、今後進めていただきたいと思います。

我が町は、本当に皆様の御存じのように、地理的に本当に長い地理なもので、設置場所も本当によく検討していただいて、24時間使用可能な設置場所も工夫をしていただいて、早めに対処していただけるようによろしく願いいたします。

心肺停止からの蘇生は1分1秒を争うため、傷病者が女性でもちゅうちょすることなく、適切かつ速やかにAEDを使用することが、大変重要だと感じております。しかしながら、緊急時とはいえ傷病者が女性の場合、胸部、素肌に直接パットを張りスイッチを押すために、ためらう人がいることも現実です。

AEDに対する心理的抵抗の軽減を図り、傷病者のプライバシーの保護や素早い対処、措置につなげるため、AED付属品として、三角巾の配置をお願いしたいと思います。現在、新しいAEDにはセットで入っているものもあるとお聞きしております。また、AEDを使用する際には、必要に応じて三角巾が使われるように、その使用目的や方法も明示していただくとさらに効果的と考えますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（牧山龍雄君） 野澤危機管理監。

○危機管理監（野澤 茂君） お答えいたします。

三角巾の設置については、現在、先ほど星野議員もおっしゃいましたように、リース機種については、タオルや一方向弁のついた呼吸保護具が付属しています。議員のおっしゃるとおり、応急手当やプライバシー保護に活用できる三角巾を、救命処置を施す上で非常に重要なものになってきます。今後、設置していくように検討してまいります。

また、河内町を管轄している稲敷広域消防本部では、女性の素肌を露出することなくAEDパットを張る方法など、プライバシー保護も考慮した動画配信も行っています。できればこれを機に、皆さんにそういった動画を見ていただいて、先ほど星野議員がおっしゃったように、女性であっても1分1秒、それを早くできるような処置を取っていただければと思います。

これからも河内町の安心安全に向け、AEDの設置及び取扱いを含め、住民一人一人の自助力効果にさらに邁進してまいります。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 素肌を露出することなく女性にAEDパットを張る方法があることを、動画を見て知りました。少しずつ対応も浸透していることが分かりましたが、それには、1人でも多くの方が、AEDの設置場所や取扱い方法も自分で体験することが、いざというときに役立つということは言うまでもありません。

救命処置をできる方を増やすことも、とても必要だと思います。そして、いろいろな集まり等も利用して、研修の機会を増やしていただきたいと思います。さらなる救急救命に役立つ環境整備の強化を期待いたします。

続きまして、2項目目の質問をいたします。

HPVワクチンについてですが、これは、ヒトパピローマウイルスの略です。この質問も何年前に行っていますが、改めてお聞きしたいと思います。

HPVワクチン接種の今までの経緯と河内町の取組について、石山町民課長、よろしくお願いたします。

○議長（牧山龍雄君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 星野議員の御質問にお答えいたします。

HPVワクチンにつきましては、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業として、平成22年、平成23年より実施された後、平成25年4月に予防接種法の一部を改正する法律が施行され、HPVワクチンの定期接種が開始されましたが、接種後にワクチンと無関係と言い切れない持続的な痛みがあるという報告が急に増えたことから、国は同年6月から定期接種の位置づけは変えずに、国民に適切な情報提供ができるまでの間、積極的に勧奨すべきではないとされ、当町でもこれまでの間、個別に予診票を送るなどの積極的勧奨の差し控えをしておりました。

その後、ワクチンの有効性や安全性に関する評価や接種後の症状に応じた対応などの議論が継続され、令和3年11月に厚生労働省の専門家会議に置いて、HPVワクチンの安全性、有効性に関する研究が進み、最新のエビデンスに基づき、子宮頸がんの予防の有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められ、国として積極的勧奨を差し控える状態を終了させることが妥当と結論づけ、令和4年度から積極的な勧奨の再開が決定されました。

国の積極的勧奨の再開の通知を受けまして、当町でも、対象者全員への個別通知とともに子宮頸がんとHPVワクチンについての説明をされている厚生労働省のリーフレットを同封し、勧奨に努めております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ありがとうございます。今までの経緯と町の取組が分かりました。

そこで、ワクチンですが、まだまだ接種される方が少ないようですが、接種しなくても検診が大切というのは以前から言われていましたが、町としては、検診受診率を上げるた

めにどのような工夫はされてきましたか、お聞かせください。

○議長（牧山龍雄君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） お答えいたします。

当町の検診の状況でございますが、令和元年度が315人、令和2年度が249人、令和3年度が275人ございました。新型コロナウイルスの影響もありますが、20歳以上の方が約3,600人が対象でございますので、1割に満たない低い状況でございます。

現在、当町の取組といたしましては、20歳以上の方を対象とした子宮頸がん検診に対しまして、茨城県医師会と集合契約を締結し、検診費用の一部を助成しております。また、20歳代の方の受診率が低いため、保健センターで実施している1歳6か月健診、3歳児健診に来られる保護者の方で、健診を受けていない方を対象に保健師が子宮がんの重要性を説明し、受診の勧奨をしております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ありがとうございます。1か月健診とか、そういった形で努力していることがよく分かりました。

検診するには、婦人科に行かなければなりません。これが、女性にとって、最大のハードルになっていると思います。お産をするときはそんなことは言っていられますが、そこで最近では、調布市が子宮頸がん検診受診率向上を目指したHPVセルフチェックの活用を開始いたしました。これは、年齢に即した対象者に案内を送付し、スマートフォン等から申込みができる仕組みです。申込みがあった方に専用の検査キットを郵送し、自宅で検査を行い、キットを返送することでHPVへの感染の有無が判明できるというものです。もちろん無料です。自宅で、それも個人で検査ができるというのが、特に若い女性にとってすごくうれしいし、検査しやすいと思います。

この取組により、調布市では、今まで若い女性の子宮頸がん、子宮がんの検診受診者が年間十数人だった数字が、このキットを導入した途端、1か月で620人を超えた受診数があったそうです。対象者である23歳と24歳の人数は約3,000人で、1割の300人の受診ができたらいいなと思われていたところ、600人を超えたということです。調布市では、来年度予算にもしっかりと組み込んでいくそうです。

人口が全然違う我が町ですが、検討していただきたいと思いますが、考えをお聞かせください。

○議長（牧山龍雄君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） お答えいたします。

子宮頸がんの簡易検査キットにつきましては、特定の年齢の希望者に対して子宮頸がんを引き起こす主な原因となるHPVウイルスに感染しているかを検査する、いわゆるセルフチェックができる簡易キットの無料配布を実施している自治体があることは、私ども把

握しております。

星野議員のおっしゃるとおり、婦人科の医療機関に行くことに様々な理由で抵抗がある方は多くいらっしゃるのではないかなと思っております。こういった取組で、医療機関に行くことが抵抗がある方が、子宮頸がんに対して重要性の意識向上につながることで、医療機関へ出向くきっかけづくりに有効な取組だと感じております。

当町の検診率は低い状況でございますので、こういった先進事例の取組で、実績についてもよい成果が見られたとのことでございますので、ぜひ参考にさせていただき、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

HPVワクチンは、女性だけが接種するものでしょうかという質問ですが、私も初めて聞いたときに驚きましたが、調べますとそうではないということが分かりました。この質問の最初に、河内町のこれまでの経緯をお聞きいたしました。そもそも子宮頸がんにならないためのワクチンは、なぜ小学校6年生から高校1年生の女子に限られているのかということです。ここが、男性も関わってくることなのです。子宮頸がんというのは、性交渉によってなるがんなのです、というのは、皆さんも御存じだと思います。そのような経験をする前の年齢にワクチンを打っておけば、子宮頸がんになりにくいということなのです。

元々男性が待っているウイルスなのだそうです。このウイルスによって、男性も性交渉が原因で、後に性感染症や咽頭がん、陰茎がん、肛門がんなどの様々な病気を発症する可能性があるそうです。海外の幾つかの先進国では、以前から男女ともに接種しているそうです。オーストラリアでは今後、子宮頸がんが撲滅するのではないかとされるほど、男女ともに成長期に接種しているそうです。日本ではまだまだ意識が低いので、ここまでは無理だとしても、男性も接種すべきという、新たな認識はとても重要だと思います。

長くなりますので省きますが、男性にも接種費用を助成しているところがありました。青森県平川市は、今年の夏休みから行っていました。また、北海道の、あのウイスキーで有名な余市町でも始まったようです。まだまだ河内町は、女性もなかなか接種しない状況なので難しい問題とは思いますが、考えがありましたらお答え願います。

○議長（牧山龍雄君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） お答えいたします。

日本では、女性のみがHPVワクチンを接種するものと思われがちなものですが、調べましたところ、海外の多くの先進国では男女ともに接種することが主流となっている状況でございます。

星野議員のおっしゃるとおり、HPVは性交渉により、パートナー間で感染してしまう

リスクもあり、女性の子宮頸がんだけでなく、男性もHPVに関連した性感染症や咽頭がん、肛門がん、陰茎がんなど様々な病気を発症するリスクがあり、HPVワクチン接種を受けることで、男性のHPVに関連するそれらの病気を予防する効果があるとされています。

男性へのHPVワクチン接種について、これまで国は女性のみ対象としておりましたが、令和2年12月に、4価ワクチンのガーダシルの男性への任意接種が承認されております。定期接種ではないため、合計3回接種すると5万円前後の費用が全額自己負担となります。

当町におきましては、男性へのHPVワクチン接種に対しての補助は行っておりませんが、現在、国の審議会において男性の接種も定期接種の提案がされ、検討されておりますので、国の動向に注視してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ありがとうございます。子宮頸がん発症予防を目的としたHPVワクチンについて、本年4月より、定期接種対象への積極的勧奨が約9年ぶりに再開されました。また、積極的勧奨差押えの期間に定期接種年齢を過ぎてしまった女性に対しても、再度接種機会を設けるキャッチアップ制度も開始され、全国的にHPVワクチンに関する接種や関心が高まっております。

そこで、今年度、直近までの接種率はどのようになっていますか、また、勧奨再開後の町民の反応がありましたら、お聞かせください。

○議長（牧山龍雄君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） お答えいたします。

当町も、今年4月に対象者に、定期接種の対象者111名、また6月下旬に、救済措置としまして、積極的勧奨を差し控えた期間に定期接種を受けず対象年齢を過ぎてしまい、接種機会を逃してしまった方、いわゆるキャッチアップ接種の対象者251名に対しまして、それぞれ個別通知を送付し、接種勧奨に努めてまいりました。

ワクチン接種の実績といたしましては、昨年度は1名でございましたが、勧奨を行いました今年度につきましては、現時点で12名と増えております。また、キャッチアップ接種対象者のうち、既に自費で接種を受けた方に対しまして接種費用の助成の申請受付を6月から開始し、現在までに1件の申請がございました。

こういった状況を踏まえますと、個別通知にして勧奨をしたことで、町民の方の意識も、少しではありますが、高まっているのではないかと感じております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ありがとうございます。コロナ禍の様々な対応でお忙しい中、今回の勧奨再開に当たり、速やかに全対象者に個別通知を郵送していただいたことに対し

て、町の迅速な対応に感謝申し上げます。

前年度に比べると接種をされた方が少しあったということは、勧奨再開と個別通知の効果だと思えます。しかし、まだまだ少ないというのが実感です。対象者の思いを考えますと、少なからず戸惑いや不安もあると思えます。子宮頸がんは、今まで毎年1万人が罹患し、そのうち約3,000人が亡くなっているのが現状です。

11月9日の読売新聞に、「9価ワクチン」4月から……厚労省 HPVワクチン無料接種という見出しで、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスHPVの感染を防ぐため、新たなワクチンについて、厚生労働省は8日に、来年4月1日から無料の接種を行うことを決めた。9種類のウイルスの型に対応した9価ワクチン、従来のワクチンより高い感染予防効果があるとされる。8日に開かれた専門家部会が承認したHPVワクチンの無料の定期接種は、小学校6年生から高校1年、11歳から16歳の女子が対象で、計3回接種する。現在は2価と4価ワクチンが使われており、9価ワクチンを希望する人は実費となる。HPVワクチンは同じ種類を3回接種するのが原則だが、来年4月以降は、医師に相談した上で、途中から9価ワクチンに変えることもできる。また、2013年6月から今年3月までの積極的接種の呼びかけが中止されていたため、接種機会を逃した人へのキャッチアップ接種でも9価ワクチンが使えるようになるとありました。効果の高いワクチンが定期接種として使用できることは、対象者にとって喜ばしいことだと思います。

そこで、9価ワクチン効果や安全性については、どのような考えかお聞かせください。

○議長（牧山龍雄君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） お答えいたします。

現時点、国内で使用できるHPVワクチンは、2価ワクチンのサーバリックス、4価ワクチンのガーダシル、9価ワクチンのシルガード9の3種類でございます。このうちサーバリックスとガーダシルは定期接種として公費で受けられますが、現時点、9価ワクチンにつきましては自費による任意での接種であり、公費で受けられる定期接種の対象ではございませんが、国の審議会での様々な議論を踏まえまして、令和5年4月より定期接種化の開始、また、交互接種、キャッチアップへの9価ワクチンの適用に向けて整備が進められている状況でございます。

ワクチンの効果につきましては、2価、4価のワクチンが60%から70%に対し、9価ワクチンは90%以上の高い予防効果を持つことが期待されております。また、安全性についてでございますが、接種後の副反応も従来のワクチンと大きな差はないとされております。

ただし、国では、HPVワクチンは性的接触の経験前に接種するのが望ましいとされており、また、子宮頸がんは20代から罹患率が上昇し、若い方でも罹患し得るがんでございますので、定期接種の対象年齢小学校6年生から高校1年生の方にHPVワクチンを接種することが大事であり、9価ワクチンの定期接種化を待っている間に接種をするタイミングを逃さないでほしいということでアナウンスしております。



以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ありがとうございます。

9価ワクチンが選択できるようになった場合、どのようになりますか。また、全対象者に9価ワクチンの追加と、有効性や安全性などの情報を漏れなくお伝えする周知の方法はどのようになりますか。お聞かせください。

○議長（牧山龍雄君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） お答えいたします。

9価ワクチンの定期接種に向けた国からのスケジュールが示されておりますので、現時点で公費負担をする接種の費用などがまだ明確になっておりませんが、当町といたしましても、来年4月の9価ワクチンの定期接種の実施に向けまして、接種に対応できる予算を計上し、体制整備を進めております。

9価ワクチンの追加や有効性、安全性についての情報につきましては、現在までの全対象者の接種履歴を確認しながら未接種の方を抽出し、個別通知を改めて送付するとともに、また、ホームページ等でも周知し啓発をする予定でございます。

対象の方へ個別通知など積極的勧奨を継続するとともに、町民の方々のHPVワクチンの正しい知識と、検診も含めた子宮頸がんの予防に対する意識の向上に努めてまいります。

HPVワクチン接種や検診を受けることで、お1人でも多くの方が子宮頸がんのリスクを少しでも減らすことが、大切な命を救うことにつながります。ワクチン接種や、検診を受けやすい環境づくりやきっかけづくりは、我々行政に課された重要な役目でございます。子宮頸がんに限らず、他の自治体の先進的な取組事例などを参考にしながら、人口が少ない河内町だからこそできる、町民一人一人に寄り添ったきめ細かい支援サービスの提供を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 御丁寧にありがとうございました。9価ワクチンの改めて個別通知も送信していただけたということと、また、体制整備や事務的費用も予算化していただけたということで安心いたしました。石山町民課長のおっしゃるとおり、町民の健康を守るため、人口の少ない我が町だからこそできる町民に寄り添ったきめ細かい支援、サービスを期待しております。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

次に、高橋利彰君、登壇願います。

〔3番高橋利彰君登壇〕

○3番（高橋利彰君） 皆さんこんにちは。3番高橋利彰です。

質問事項として、ロボットと提携で防災教育の取組についてを本日は質問いたします。

茨城県では、人型ロボットを使った防災教育が各地に広がっています。ロボットが講義をし、印刷物を通して、県の担当職員らに対話型のワークショップを行っている事業でございます。

それでは質問は自席にて行いますので、答弁のほど教育長によりしくお願いしたいと思います。

○議長（牧山龍雄君） 3番高橋利彰君。

○3番（高橋利彰君） それでは、近年、気候変動による異常現象で、豪雨や干ばつ、海面上昇などによる被害が深刻になり、気候変動対策を進めていくことが重視されます。

2019年10月の台風19号の上陸で、東日本の各市で記録的な大雨が降り、河川の氾濫や土砂災害で多くの命が失われました。国は、現在、住民が災害時の行動をあらかじめ計画する、マイ・タイムラインの普及を進めています。気候変動で大規模な水害の頻発化が指摘される中、ダムや堤防などで被害を防ぐことは困難であることから、住民も雨量や河川の流域の状況などの情報を入手し、自治体から出される避難準備、避難指示などの情報を機に自身が取べき行動を決めておくことが大事です。

また、2011年3月11日に発生しました、東北地方が震源地となり関東地方でも最大震度6強を記録した東日本大震災があり、甚大な被害、また、被災者数も膨大なものとなりました。河内町においても、2019年10月の台風19号により、建物に多くの被害が出ました。また、大雨が降り利根川の水位が上昇し、自治体から避難準備が発令され、町民の中には自主的に町外へ避難した方もいました。

国も、ふだんから非常時への意識を高く持ち、万が一のときには命を守る行動を取るようと言われていています。このようなことから、避難といった行動を取れる能力を身につけることが重要と考えられます。

茨城県では、人型ロボットを使った防災教育が各地に広がっています。県庁見学に訪れた学校などを対象に、スライドを上映しながらロボットが講義し、印刷物を通して、県の職員が対話型のワークショップを行っています。また、出張授業にも出向き、10月19日には同県の古河第一小学校で実施され、ロボットが教え、県職員らが児童の考えを引き出すチームティーチング（TT）を公開しました。同小学校は渡良瀬川から600メートルの距離にあり、周囲は平地であるので、堤防が決壊した場合水没の危険があるため、今回の授業は、洪水への備えについて学んだとのことでした。今回は、県がつくったシナリオとプログラムを機に、同校の教員が児童にとってより身近な授業になるように手を加えたロボット、ペッパー、名前をペッパーと言います。に講義をしてもらった防災教育を学んだとのことでした。このほかに、地震や津波を想定した授業も行っているとのことでした。

それでは、次に質問に移りたいと思います。

大項目の質問、茨城県では人型ロボットを使った防災教育が、学校などを対象に各地に

広がっています。人型ロボット、ペッパーが講義をし、県の担当職員らがチームティーチングにて対話型の授業を行っています。また、児童生徒は、人型ロボットに興味を持ち、真剣に授業に取り組んでもらえると思います。

このような教育に対し、教育長はどのように考えられますか、お答えください。よろしくをお願いします。

○議長（牧山龍雄君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 高橋利彰議員の、県の防災・危機管理課が行っている人型ロボットを使った防災教育をどのように考えているかの質問にお答えします。

高橋利彰議員からお話がありました、人型ロボットを使った茨城県の防災教育について調べてみました。この出前授業は、人型ロボット、ペッパーくんのせりふを含めて授業を進めます。内容は、水害とは何か、水害に関しての危ない場所、安全な場所の見分け方、避難するきっかけと準備、マイ・タイムラインの作成です。

このように人型ロボットを活用して、子供たちの興味関心を高めた上で行う防災の授業は、防災意識を高め自分の命を守るための行動を学ぶという点で、大変有効だと思います。以上です。

○議長（牧山龍雄君） 3番高橋利彰君。

○3番（高橋利彰君） ただいまの答弁をいただきまして、茨城県が進めています人型ロボットを使った防災教育に、教育長に理解をいただきましたこと、お礼申し上げます。

続きまして、質問2番の質問になります。

児童生徒が防災教育の授業に学んだことを自宅に持ち帰り、家族と会話することで、家族の防災に対して意識向上につながると考えられます。

人型ロボットが教える防災教育を、かわち学園での取組に考えがあるか、教育長、お答え願います。

○議長（牧山龍雄君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 児童生徒が防災教育の授業で学んだことを自宅に持ち帰り、家族と会話することで、家族の防災意識の向上につながる。人型ロボットが教える防災教育を、今後かわち学園で取り組んでいくかの質問にお答えします。

ここで、かわち学園で取り組んできた防災教育についてお話しします。

毎年、学期の初めに、全校で避難訓練を実施しております。1学期は地震対応、2学期は火災対応、3学期は不審者対応と、年に3回、全校で実施しております。特に、1学期の避難訓練では、車での引き渡し訓練を行うに当たり、保護者の皆様にも協力をお願いして実施しております。

また、平成29年度から令和元年度まで、国交省利根川下流河川事務所金江津出張所の方に講師をお願いして、8年生を対象に、河内の水害の歴史と防災を学ぶ活動を行いました。その学習に続く歩く会では、利根川堤防の天端を歩いて、堤防の決壊によってできた沼や

池がいまだに残っていることや、水害が原因で起きた江戸時代から明治、大正にかけての水の争いの終結を示す歴史記念碑を見るなどして、河内の水害の歴史と防災の必要性を学びました。

令和2年度には、河内町の総合防災訓練の一環として、かわち学園を会場に全校児童生徒が参加して、放水体験や煙体験などをしたり、防災ヘリコプター救助訓練を見学したりしました。

今年度は、10月に町総務課の防災グループ職員にお願いして、4年生対象に、町のハザードマップを見て、自分の家の危険度を知り、マイ・タイムラインを作成する活動を行いました。高橋利彰議員のお話のように、子供のときから防災教育を学び、意識を高める。そして、学んだことを家族との話題にする。家族みんなでマイ・タイムラインをつくることを通して、家族の防災意識の向上につながると考えます。

令和5年度は、国交省利根川下流河川事務所が行う出前授業、水防災教育をお願いしており、来年12月実施に向けて現在、日程調整を行っているところです。

したがって、高橋利彰議員の提案であります、人型ロボットが教える防災教育の実施に向けて、今後、かわち学園と協議検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（牧山龍雄君） 3番高橋利彰君。

○3番（高橋利彰君） ありがとうございます。ただいま、今までのかわち学園での防災訓練、また、教育に関して、平成29年度からですか、行われているということで、これに対して、素晴らしいことだと思っております。それに加えて、ただいま教育長の答弁で、かわち学園と協議をし、検討しますとのことについて、これは前向きに検討していただきたいと思っております。今後ともよろしく願います。

ただいまをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

以上で一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は、10分間の休憩としまして、12時でお願いします。休憩といたします。再開は12時からとします。

午前 11時49分休憩

---

午後 零時00分開議

○議長（牧山龍雄君） 再開いたします。

日程3、議案第1号 河内町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程4、議案第2号 河内町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程5、議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程6、議案第4号 河内町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程7、議案第7号 河内町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第7号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第7号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程8、議案第8号 河内町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第8号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は、追って連絡いたします。

午後零時05分休憩

午後1時40分開議

○議長（牧山龍雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程9、議案第9号 龍ヶ崎地方塵芥処理組合の解散についてから議案第13号 稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約の変更について、以上5件を関連あるものとして、一括議題といたします。

議案第9号から議案第13号までの質疑を求めます。

〔「なしと呼ぶ者あり」〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、これより議案第9号から議案第13号までの討論を求めます。

8番服部 隆議員。

○8番（服部 隆君） 反対の立場で討論をさせていただきます。

将来的には統合が必要だと思いますが、まだ事務組合の説明が不十分で、議論が十分されつくされていないので、解散は反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） それでは賛成の討論を求めます。

12番宮本議員。

○12番（宮本秀樹君） 服部議員から反対というようなことがありましたけれども、河内町の立場上考えてみますと、河内町には、衛生組合、ごみ処理組合の施設を持っていない、おんぶにだっこというふうな形で現在まできていると思います。

この先、ここで統合ができなかった場合のことを考えますと、龍ヶ崎、利根、河内の3市町でのごみ処理場の問題等を考えますと、10年後先には衛生組合を含めて施設が老朽化し、立替えの時期にきてくるというような話でございます。そうすると、どうしても大きな町村と統合するのと、市町のままでの統合では負担金が多分増えてきてしまうのかなど、私は考えているのです。

少しでも河内住民の負担を軽減するには、賛成のほうがよろしいと私は考えておりますので、賛成のほうにしたいと思います。

以上です。

○議長（牧山龍雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） なければ討論を打ち切り、採決したいと思います。

これからの採決は起立によって行います。

議案第9号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧山龍雄君） 起立7名であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（牧山龍雄君） 起立7名であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（牧山龍雄君） 起立5名であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（牧山龍雄君） 起立5名であります。よって、議案第12号は可決することに決しました。

次に、議案第13号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（牧山龍雄君） 起立6名であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程10、議案第14号 令和4年度河内町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案第14号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第14号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程11、議案第15号 令和4年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第15号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第15号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程12、議案第16号 令和4年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第16号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第16号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程13、議案第17号 令和4年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案第17号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第17号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程14、議案第18号 新設認定こども園厨房機器整備に係る物品購入契約についてを議題といたします。

議案第18号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第18号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程15、請願第1号 藤蔵地区生活道路整備に関する請願についてを議題といたします。

本件につきましては、去る11月30日、所管の総務経済常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。

つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

星野総務経済常任委員長、登壇願います。

〔総務経済常任委員長星野初英君登壇〕

○総務経済常任委員長（星野初英君） 総務経済常任委員会審査報告をいたします。

去る11月30日に開会されました令和4年第4回河内町議会定例会におきまして、総務経済常任委員会に付託されました、請願第1号 藤蔵地区生活道路整備に関する請願について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

審査に当たり、当該地区の現状を説明いただき、協議しましたところ、ひび割れもひどい上に、斜めに傾いており、非常に危険であること、また、緊急車両の通行にも支障があることから、採択すべきと意見が出されました。

採決に入り、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員会報告といたします。

令和4年12月7日、総務経済常任委員会委員長星野初英。

○議長（牧山龍雄君） 御苦労さまでした。

以上で委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 討論を打ち切り、採決いたします。

請願第1号について、委員長の報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 日程16、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました閉会中の所管事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の調査事項とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧山龍雄君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の調査事項とすることに決しました。

---

○議長（牧山龍雄君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて、令和4年第4回河内町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後1時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員